

効果的な職場研修実施のための支援策について

平成19年7月31日
職員研修・研究支援センター
人権啓発推進室

職場研修が新京都府人権教育・啓発推進計画に基づき効果的に行われるよう職員研修・研究支援センター（センター）と人権啓発推進室（人推室）とが連携、協力して下記のとおり支援の取組を進める。

記

効果的な職場研修の支援

1) 研修計画の方向性の提示

【これまでの対応】

各職場はセンターが策定する職員研修・研究支援計画を踏まえ職場研修を企画することになっているが、センターと人推室とが連携した統一的で明確な方向性は示してこなかった。

【今後の対応】

センターと人推室が連携して各職場に毎年度研修等の取組の方向性を示すようにする。具体的には次のとおり。

- ・毎年度末、センターと人推室が翌年度の人権啓発の取組方針について協議する。
- ・人権啓発の取組方針については、毎年度当初に策定する新京都府人権教育・啓発推進計画に係る実施方針を踏まえ、各職場の計画を立案することを求めるものを基調とする。
- ・上記協議を踏まえ、毎年度当初、センターが各職場に方向性を提示した通知を発出する。

2) 研修講師リストの作成・提供

【これまでの対応】

各職場からセンター、人推室に研修講師の照会はあるが、その都度個別に対応するのみでリスト等の作成はしてこなかった。

【今後の対応】

府や市町村が毎年取り組んでいる人権研修・講演会の状況を照会・集約して、回答者に配布する。具体的には次のとおり。

- ・人推室が毎年度、市町村及び府の関係部局等に対して人権研修の取組状況（演題、講師名、研修会等）を照会・集約する。集約した取組状況は整理の上、資料化して回答団体に提供する。
- ・府の取組状況は、センターの実施する研修及び各職場研修の状況はセンターが、それ以外の各部局が実施する研修会等は人推室が、それぞれ取りまとめたものを人推室が集約するものとする。

3)研修企画者への支援

これまでから取り組んでいるところであるが、その充実を図る。

ア研修機会の提供

センター	人権問題職場研修指導者・主任研修
人推室	人権啓発指導者養成研修会

イ研修資料の作成・提供

人推室職員が講師を務めるセンター実施の指導者向け研修において、人権研修資料を作成して配布

ウ定期的な情報提供

センター	職員向けポータルサイトの「研修情報・研究支援コーナー」の中に「人権啓発情報」のコーナーを設置
人推室	人権啓発指導者向けにメルマガ「京都人権情報」を定期的に発行（年間12回の発行予定）